

香芝市告示第164号

香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和8年8月12日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の一部を改正する要綱
香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱（令和7年告示第207号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
別表（第3条、第4条関係） [略] 備考 1～3 [略] 4 助成対象の補聴器であって補聴援助システムの受信機、オーディオシェー又はワイヤレスマイク（充電池を含む。）を必要とする場合にあっては、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算する。ただし、受信機及びワイヤレスマイクを同時に必要とする場合にあっては、232,700円の範囲内で必要な額を加算する。 5 備考4の場合において、補聴援助システムの電波方式は、限定しない。 6～8 [略]	別表（第3条、第4条関係） [略] 備考 1～3 [略] 4 助成対象の補聴器であって補聴援助システムの受信機、オーディオシェー及びワイヤレスマイク（充電池を含む。）を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算する。この場合において、補聴援助システムの電波方式は、限定しない。 5～7 [略]

附 則
この要綱は、公布の日から施行する。